

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第15号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収納の事務の委託基準)</p> <p>第9条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準 <u>（同項第1号の地方税に係るものに限る。）</u> は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(担保提供書)</p> <p>第13条の5 法第16条第1項及び第2項、第55条の2第2項、第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）、第72条の39の2第2項、第72条の57の2第2項又は第144条の20第1項の規定により担保の提供を求められた者及び法第16条第3項（法第55条の2第3項、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、第72条の57の2第3項及び第144条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供又は担保の変更を求められた者は、第46号様式の2による担保提供書を提出しなければならない。</p> <p>(保全担保の提供命令書等の様式)</p> <p>第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の4第2項、第32条、第32条の2第3項、第35条の4の2第2項及び第43条の14第4項において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。</p> <p>2 略</p>	<p>(収納の事務の委託基準)</p> <p>第9条の2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(担保提供書)</p> <p>第13条の5 法第16条第1項及び第2項、第55条の2第2項、<u>第55条の4第2項</u>、第72条の38の2第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）、<u>第72条の39の2第2項、第72条の39の4第2項</u>、第72条の57の2第2項又は第144条の20第1項の規定により担保の提供を求められた者及び法第16条第3項（<u>法第55条の2第3項、第55条の4第3項</u>、第72条の38の2第12項、第72条の39の2第3項、<u>第72条の39の4第3項</u>、第72条の57の2第3項及び第144条の20第2項において準用する場合を含む。）の規定により増担保の提供又は担保の変更を求められた者は、第46号様式の2による担保提供書を提出しなければならない。</p> <p>(保全担保の提供命令書等の様式)</p> <p>第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の4第2項、<u>第9条の9の5第2項</u>、第32条、第32条の2第3項、<u>第32条の3第3項</u>、第35条の4の2第2項及び第43条の14第4項において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。</p> <p>2 略</p>

第5号様式(その3) (第3条関係)
(納付書の表面)

77 香川県税 納付書(納入済通知書)		通常払込料金 加入者負担		Payday	
加入者名	口座 番号	合計 金額	円		
収納機 器 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
納期 年 月 日		課税 年度	課税 年度	課税 日	
34					
納税者住所氏名			種		
税 額	円	徴 収 番 号	種		
延 滞 金	円	延滞金計算基準日			
収納代行会社			種		
(御注意) 金額を訂正し た場合、金融機 関及びコンビニ エンストアで の納付はできま せん。					
納税日付印					
(香川県・コンビニ本部控)					

通常払込料金 加入者負担		納付書(原簿)兼 払込金受領証		Payday	
加入者名	口座 番号	合計 金額	円		
収納機 器 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
納期 年 月 日		課税 年度	課税 年度	課税 日	
34					
納税者住所氏名			種		
税 額	円	徴 収 番 号	種		
延 滞 金	円	延滞金計算基準日			
収納代行会社			種		
(御注意) 金額を訂正し た場合、金融機 関及びコンビニ エンストアで の納付はできま せん。					
納税日付印					
(香川県・コンビニ本部控)					

香川県税 領収証書					
納税者氏名					
年 度		年 度		日	
納付番号		確認番号		種	
税 額		円			
延 滞 金		円			
合計金額		円			
納期 年 月 日		延滞金計算基準日		種	
この領収証書は重要な証拠となりますから、 大切に保管してください。					
[所管]			上記のとおり領収しました。 納税者(保管) 収入印紙不要		

(納付書の裏面)
略

第5号様式(その3) (第3条関係)
(納付書の表面)

77 香川県税 納付書(納入済通知書)		通常払込料金 加入者負担		Payday	
加入者名	口座 番号	合計 金額	円		
収納機 器 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
納期 年 月 日		課税 年度	課税 年度	課税 日	
34					
納税者住所氏名			種		
税 額	円	徴 収 番 号	種		
延 滞 金	円	延滞金計算基準日			
収納代行会社			種		
(御注意) 金額を訂正し た場合、金融機 関及びコンビニ エンストアで の納付はできま せん。					
納税日付印					
(香川県・コンビニ本部控)					

通常払込料金 加入者負担		納付書(原簿)兼 払込金受領証		Payday	
加入者名	口座 番号	合計 金額	円		
収納機 器 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分		
納期 年 月 日		課税 年度	課税 年度	課税 日	
34					
納税者住所氏名			種		
税 額	円	徴 収 番 号	種		
延 滞 金	円	延滞金計算基準日			
収納代行会社			種		
(御注意) 金額を訂正し た場合、金融機 関及びコンビニ エンストアで の納付はできま せん。					
納税日付印					
(香川県・コンビニ本部控)					

香川県税 領収証書					
納税者氏名					
年 度		年 度		日	
納付番号		確認番号		種	
税 額		円			
延 滞 金		円			
合計金額		円			
納期 年 月 日		延滞金計算基準日		種	
この領収証書は重要な証拠となりますから、 大切に保管してください。					
[所管]			上記のとおり領収しました。 納税者(保管) 収入印紙不要		

(納付書の裏面)
略

第5号様式(その4) (第3条関係)
(納付書の表面)

77 香川県税 納付書(納入済通知書)	通常私込料金 納付書(原簿)兼 加入者負担 税込金受領証	香川県税 領収証書	通常私込料金 納付書(原簿)兼 加入者負担 税込金受領証
加入者名 収納機関番号 納付番号 納期限 年 月 日	口座番号 納付区分 納付番号 納付区分 納期限 年 月 日	納税者氏名 納付番号 確認番号 税 額 延滞金 合計金額 納期限 年 月 日	納税者氏名 納付番号 確認番号 税 額 延滞金 合計金額 納期限 年 月 日
収納代行会社 延滞金計算基準日 (納注意)金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。		上記のとおり領収しました。この領収証書は重要な証拠となりますから、大切に保管してください。	
収納代行会社 延滞金計算基準日 (納注意)金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。		収納代行会社 延滞金計算基準日 (納注意)金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。	

(納付書の裏面)

略

第38号様式(その1のイ) (第8条関係)

略

第5号様式(その4) (第3条関係)
(納付書の表面)

77 香川県税 納付書(納入済通知書)	通常私込料金 納付書(原簿)兼 加入者負担 税込金受領証	香川県税 領収証書	通常私込料金 納付書(原簿)兼 加入者負担 税込金受領証
加入者名 収納機関番号 納付番号 納期限 年 月 日	口座番号 納付区分 納付番号 納付区分 納期限 年 月 日	納税者氏名 納付番号 確認番号 税 額 延滞金 合計金額 納期限 年 月 日	納税者氏名 納付番号 確認番号 税 額 延滞金 合計金額 納期限 年 月 日
収納代行会社 延滞金計算基準日 (納注意)金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。		上記のとおり領収しました。この領収証書は重要な証拠となりますから、大切に保管してください。	
収納代行会社 延滞金計算基準日 (納注意)金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。		収納代行会社 延滞金計算基準日 (納注意)金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。	

(納付書の裏面)

略

第38号様式(その1) (第8条関係)

略

第38号様式 (その1の口) (第8条関係)

法人県民税・事業税・特別法人事業税 更正 通知書
決定

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県県税事務所長 印

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		年月日から		年月日まで		徴収番号		税		
区 分		課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	円		
(事業税)	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業	年 万円以下の額 ①			法 人 税 割 額 ③				円	
		年 万円を超え年 万円以下の金額 ②			道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑤				円	
		年 万円を超え年 万円以下の金額 ③			税額控除超過額相当額の加算額 ⑥					
		小計 ①+②+③ ④			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑦					
		軽減税率不適用法人の金額 ⑤			外国の法人税等の額の控除額 ⑧					
	同掲げる事業	付加価値割額 ⑥			仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑨					
		資本割額 ⑦			差引法人税割額 ⑩-⑨+⑪-⑫-⑬					
		収入割額 ⑧			既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑭					
		所得割額 ⑨			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑮					
	同掲げる事業	付加価値割額 ⑩			差引 ⑭-⑮-⑯-⑰					
		資本割額 ⑪			均等割額算定月数及び均等割額 ⑱					
		収入割額 ⑫			減免の金額 ⑲					
		付加価値割額 ⑬			既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑳					
	同掲げる事業	資本割額 ⑭			差引 ⑳-㉑-㉒					
		収入割額 ⑮			計 (④又は⑤)+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮					
計 (④又は⑤)+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮				差引増減額 ㉓+㉔						
事業税の特定寄附金税額控除額 ⑯				仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉕						
課税免除の金額 ⑰			差引 ㉖-⑰-⑱-㉒							
既に納付の確定した当期分の事業税額 ㉑			租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉗							
差引増減額 ㉓-㉑-㉒										
区 分	課税標準	税率	税額	課税標準	税率	税額	更正・決定の理由			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉘				仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉙						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉙				既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ㉚						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉚				差引増減額 ㉛-㉜-㉝						
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉛				租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉞						
計 ㉘+㉙+㉚+㉛ ㉜				既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ㉞						
差引 ㉜-㉝										
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉞				差引増減額 ㉟-㊱-㊲						
区 分	不正・増加税額	率	加算金額							
加算 (加重対象)金 ㊳										
加算 (加重対象)金 ㊴										
加算 (加重対象)金 ㊵										
加算金額計 ㊶				加算金既決定額 ㊷						
差引増減額 ㊸				納付すべき額 ㊹						
差引増減額 ㊸-㊹										
注	1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。なお、延滞金の計算方法は、納付書裏面に記載してあります。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。									
備考	特定ガス供給業（地方税法第72条の2第1項第4号）を行う法人に交付すること。									

第60号様式の2（第20条の2関係）

年 月 日

市町長 殿

香川県県税事務所長

法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等があった旨の通知書

このことについて、次のとおり届出がありましたので通知します。

法 人 名			
主たる事務所等所在地			
届出の内容	年 月 日から 事業年度分 から 月間延長	年 月 日まで	
	年 月 日から 事業年度分について延長	年 月 日まで <申告期限> 年 月 日	
	年 月 日から 事業年度分 から	年 月 日まで	
備 考			

第60号様式の2（第20条の2関係）

年 月 日

市町長 殿

香川県県税事務所長

法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等があった旨の通知書

このことについて、次のとおり届出がありましたので通知します。

法 人 名			
主たる事務所等所在地			
届出の内容	年 月 日から 事業年度 (連結事業年度) 分	年 月 日まで から 月間延長	
	年 月 日から 事業年度 (連結事業年度) 分について延長	年 月 日まで <申告期限> 年 月 日	
	年 月 日から 事業年度 (連結事業年度) 分	年 月 日まで から	
備 考			

第92号様式の3（その1）

自動車税（種別割）納税証明書
（継続検査用・構造等変更検査用）

登録番号
車台番号

滞納がないことを証明します。

香川県県税事務所長 印

有効期限	年 月 日
------	-------

領収日付印のないもの、登録番号欄・香川県県税事務所長印・有効期限欄が消してあるものは無効です。

右の領収年月日が
年 月 日
を過ぎているものは、無効です。

領収日付印

(納税者保管)

第92号様式の3（その1）

重 要

自動車税（種別割）納税証明書
（継続検査用・構造等変更検査用）

登録番号
車台番号

滞納がないことを証明します。

香川県県税事務所長 印

有効期限	年 月 日
------	-------

領収日付印のないもの、登録番号欄・香川県県税事務所長印・有効期限欄が消してあるものは無効です。

領収日付印

(納税者保管)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条の5及び第13条の6の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の県民税及び事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の県民税及び事業税については、なお従前の例による。

3 改正前の第5号様式（その3）、第5号様式（その4）及び第92号様式の3（その1）による用紙は、当分の間、使用することができる。